

香川県介護テクノロジー定着支援事業実施要領の一部を改正する要領
香川県介護テクノロジー定着支援事業実施要領の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1～2 略 3 補助要件等 次に掲げる(1)～(8)について、いずれも満たすことを補助要件とする。 (1)～(3) 略 (4) 略 なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則として、<u>香川県介護生産性向上総合相談センター（以下「センター」という。）</u>に相談するものとする。 (5)～(7) 略 (8) 次のサービスについては、令和<u>8</u>年度内に、「ケアプランデータ連携システム」(<u>「介護保険資格確認等 WEB サービス」に統合された場合は当該サービス</u>)の利用を開始すること。<u>「居宅介護支援費に係るシステム評価検討会」において、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認められたものを含む。</u> 略 4 事業内容 (1) 介護テクノロジー等の導入支援 介護従事者の身体的負担の軽減や、業務の効率化など介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効であるとともに、介護サービスの質の向上を図るものであるため、介護テクノロジー等の導入に係る経費の一部を助成する。 ア <u>「福祉用具情報システム」((公財)テクノエイド協会が提供。以下「TAIS」という。)</u>において「介護テクノロジー」として選定された機器等を導入する際の経費を対象とする。 <u>(掲載先:https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php)</u>	1～2 略 3 補助要件等 次に掲げる(1)～(8)について、いずれも満たすことを補助要件とする。 (1)～(3) 略 (4) 略 なお、当該計画の作成や取組の実施にあたって、原則として、<u>(公財)介護労働安定センター香川支部介護テクノロジー相談窓口</u>に相談するものとする。 (5)～(7) 略 (8) 次のサービスについては、令和<u>7</u>年度内に、「ケアプランデータ連携システム」の利用を開始すること。 略 4 事業内容 (1) 介護テクノロジー等の導入支援 介護従事者の身体的負担の軽減や、業務の効率化など介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効であるとともに、介護サービスの質の向上を図るものであるため、介護テクノロジー等の導入に係る経費の一部を助成する。 ア <u>経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」(以下「重点分野」という。)</u>に該当する機器等を導入する際の経費を対象とする。

イ 介護ソフトの定着促進支援

介護ソフトの定着を促進する費用として、介護ソフトの導入に伴い一体的に使用するためのタブレット端末の購入費用や Wi-Fi 環境整備に必要な経費等を対象とする。

介護ソフト定着促進費用の例:

- ・介護ソフトと一体的に使用するための情報端末(PC、タブレット端末(リース費用含む))
- ・介護ソフトを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費(配線工事(Wi-Fi 環境整備のために必要な有線 LAN の設備工事も含む)、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等)
- ・介護ソフトの導入前後に行うベンダーによるサポート費用 等

ウ その他

アによらず、以下①及び②に該当する機器等を対象とする

- ① 申請ができていない等の理由で「TAIS」に掲載されていない機器で、上記アの介護テクノロジーと機能等が同水準と県が判断した機器等
- ② 介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等

「その他」と認められる例:

- ・バックオフィスソフト(電子サインシステム、給与、勤怠管理等) 等

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

4(1) アの介護テクノロジー 及びウ①の機器等のうち、「介護業務支援」に 分類されている テクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できる 4(1)アの テクノロジー 及びウ①の機器等を導入する場合の支援を行う（通信環境整備にかかる経費も支援対象に含む。）。

介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例：

- ・「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション

イ その他

アによらず、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等につながる業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると県が判断した機器等を対象とする。

「その他」と認められる例:

- ・移乗や移動を支援する機器であり別添に該当しない機器（床走行式リフト等）
- ・介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等）
- ・生産性向上に資する福祉用具（例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等）
- ・職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等）
- ・バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）
- ・バイタル測定が可能なウェアラブル端末 等

(2) 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援

4(1)の介護テクノロジーのうち、「介護業務支援」に 該当する テクノロジーと、そのテクノロジーと連動することで効果が高まると判断できるテクノロジーを導入する場合の支援を行う（通信環境整備にかかる経費も支援対象に含む。）。

介護テクノロジーのパッケージ型導入支援の例：

- ・「介護業務支援」に該当する機器＋「見守り・コミュニケーション

ン」に該当する機器

- ・「介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・介護ソフト+インカム 等

【留意事項】

- ・補助事業所の選定方針について、見守り機器・インカム・介護ソフトを優先的に補助する方針とする。

- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。
- ・介護テクノロジー等の導入に伴う1回当たりの限度台数については、県が必要と認める台数とし、制限を設ける場合がある。

- ・4(1)アの介護テクノロジー及びウ①の機器等（介護ソフトを除く。）の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。

なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して表1に定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額とする。

また、通信費は上記経費には含まないこととする。

ン」に該当する機器

- ・「介護業務支援」に該当する複数の機器
- ・介護記録ソフト+介護請求ソフト等

【留意事項】

- ・4(1)又は(2)において、同一年度内に複数の機種を同一の目的のために導入する場合、複数の機種への補助は認めない（補助は1機種限り）。

- ・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある機器等が補助対象となる。開発に要する経費は補助対象とはならない。
- ・介護テクノロジーの導入に伴う1回当たりの限度台数については、県が必要と認める台数とし、制限を設ける場合がある。

- ・「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会が提供。以下「TAIS」という。）で「介護テクノロジー」として選定された機器は、原則として補助対象とする。

＜福祉用具情報システム＞

（掲載先：[https://www.techno-](https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php)

[aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php](https://www.techno-aids.or.jp/ServiceWelfareGoodsList.php)）

※TAISに公表されていない機器等であっても、対象として差し支えない。

- ・4(1)アの機器等の導入に付帯して必要となる経費は、主となる機器と併せて導入する場合に限って、補助対象とすることができる。

なお、併せて導入する場合の基準額は、主となる機器と付帯して必要となる経費を合計して以下のとおり算出する。

①主となる機器が介護ソフトの場合は、表2に定める基準額

②主となる機器が介護ソフト以外の場合は、表1に定める1台あたりの基準額に導入台数を乗じた金額

また、通信費は上記経費には含まないこととする。

機器等の導入に付帯して必要となる経費の例：

- 介護ソフト以外の介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）

- 介護ソフト以外の介護テクノロジーの利用にともなって導入するPC、タブレット端末等

- ・介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。なお、既に導入している介護ソフト等と組み合わせで一気通貫が実現できていれば補助対象として差し支えない。また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。
- ・居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記①を要件とする。また、施設サービス事業所、地域密着型サービスにおける地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記②を要件とする。なお、施設サービスとは介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護医療院サービスをいう。
①公益社団法人国民健康保険中央会（以下、「中央会」という。）が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフト機能調査結果」において、（1）「ケアプランデータ連携

機器等の導入に付帯して必要となる経費の例：

- 介護テクノロジーを利用するためのWi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築等）

- 介護テクノロジーの利用にともなって導入するPC、タブレット端末等

- ・ 重点分野のうち「介護業務支援」には、いわゆる介護ソフトも含まれる。介護ソフトについては、介護事業所等の業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内の情報連携のみならず、居宅サービス計画やサービス利用票等を他事業所と連携する場合を含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないものであること）とする。なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、システム更新の際の移行を迅速に行えるように、介護記録等のデータについては、CSVファイル、JSONファイル等、変換が容易なデータ形式で出力・入力できる機能を備えていることが望ましい。機能の詳細は、メーカーが提供するカタログ等の他、別途厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」を参考にする。
- ・居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所が介護ソフトを申請する場合については、上記に加えて下記を要件とする。

国民健康保険中央会が実施するベンダー試験結果及び厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、①「ケアプランデータ連携標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること、②公益社団法人国民健康保険中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。また、いずれの情報にもない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生

標準仕様」に準じたCSVファイルの出力・取込機能を有していること、(2) 中央会が運営する「ケアプランデータ連携システム」の活用促進のためのサポート体制が整っていることが確認できるものであること。また、いずれの情報にもない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。

②厚生労働省が情報提供する「介護ソフトの機能調査結果」において、科学的介護情報システム（LIFE）について
(https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html) に掲載されている「CSV連携仕様書（LIFE）」に準じたCSVファイルの出力機能を有していることが確認できるものであること。また、上記情報にない製品が申請された場合は、当該ベンダーに対し、厚生労働省の調査への回答を促すこと。

ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP

(掲載先：<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/>)

厚生労働省 介護ソフト機能調査

(掲載先：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou)

(結果掲載先:<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-ict.html>)

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

略

ア 略

イ センターによる業務改善支援

センターが実施する生産性向上研修、または厚生労働省委託事業による「生産性向上ビギナーセミナー」、「生産性向上フォローアップセミナー」及び「デジタル中核人材養成研修」を受講すること。なお、本研修とは別に6(3)の作成や取組みの実施にあたって、センターへ相談することとする。

5 補助額

労働省の調査への回答を促すこと。

ケアプランデータ連携標準仕様ベンダーテスト HP

(掲載先：

<https://www.kokuho.or.jp/system/care/careplan/careplan/>)

厚生労働省 介護ソフトの機能調査 HP

(掲載先：https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_kinou)

※調査結果は、厚生労働省から別途情報提供予定。

(3) 導入支援と一体的に行う業務改善支援

略

ア 略

イ (公財)介護労働安定センター香川支部介護テクノロジー相談窓口等介護生産性向上総合相談センターによる業務改善支援

(公財)介護労働安定センター香川支部介護テクノロジー相談窓口等又は県が実施する研修を受講すること。なお、本研修とは別に6(3)の作成や取組みの実施にあたって、(公財)介護労働安定センター香川支部介護テクノロジー相談窓口へ相談することとする。

5 補助額

略

(ア) 補助率

4(1)～(3)について、実支出額に5分の4の補助率を乗じた額を算出する。

(イ) 基準額

次の表1～3の第1欄に定める区分ごとに、(ア)で算出した額と第2欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

表1 介護テクノロジーの導入支援

1 対象経費の種類	2 基準額
4(1)アで示すテクノロジーのうち、TAISで「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に掲載されているテクノロジー、「介護業務支援」に掲載されているインカム又は4(1)ウ①で示す機器等のうち、TAISで「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に掲載されているテクノロジーと同水準の機能と判断された機器等、「介護業務支援」に掲載されているインカムと同水準の機能と判断された機器等4(1)ウ②で示す機器のうちバックオフィスソフト以外	100万円
4(1)アで示すテクノロジーのうちTAISで「介護業務支援」に掲載されている介護ソフト又は4(1)ウ①で示す機器等のうち、TAISで「介護業務支援」に掲載されている介護ソフトと同水準と判断された機器等、4(1)ウ②で示す機器等のうちバックオフィスソフト	表2の2による
4(1)アで示すテクノロジーのうち上記以外のもの又は4(1)ウ①で示す機器等のうち上記以外のもの	30万円
4(1)イで示す費用	導入する介護ソフトの経費と合わせて表2の3による※パッケージ型導入支援に合わせて対象とする場合、パッケージ型導入支援の上限に15万円上乗せ
4(2)パッケージ型導入支援（機器等の合計経費）	1,000万円

略

(ア) 補助率

4(1)～(3)について、実支出額に4分の3の補助率を乗じた額を算出する。

(イ) 基準額

次の表1～3の第1欄に定める区分ごとに、(ア)で算出した額と第2欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

表1 介護テクノロジーの導入支援

1 対象経費の種類	2 基準額
4(1)アで示す機器等のうち「移乗支援（装着型・非装着型）」「入浴支援」に該当する機器又は4(1)イで示す機器	100万円
4(1)アで示す機器等のうち介護業務支援に該当する「介護ソフト」	表2による
4(1)アで示す機器等のうち上記以外のもの	30万円
4(2)パッケージ型導入支援（機器等の合計経費）	1,000万円

※本事業において県予算を超過する交付申請があった場合、パッケージ型導入支援の基準額については、400万円以上、1,000万円以下の範囲内で別途制限を設けて調整する場合がある。

表2 介護ソフト及びバックオフィスソフトの基準額

職員数に応じて必要なライセンス数が変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約で、介護ソフト及びバックオフィスソフトのみを導入する場合は、第1欄に定める区分ごとに第2欄に示す基準額、介護ソフトの導入と合わせて4（1）イの支援を活用する場合は第1欄に定める区分ごとに第3欄に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律250万円、介護ソフトの導入と合わせて4（1）イの支援を活用する場合は265万円を基準額とする。

なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和8年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。

1 職員数（申請時点）	2 基準額	3 基準額
1名以上10名以下	100万円	<u>115万円</u>
11名以上20名以下	150万円	<u>165万円</u>
21名以上30名以下	200万円	<u>215万円</u>
31名以上	250万円	<u>265万円</u>

略

表3 導入支援と一体的に行う業務改善支援

1 対象経費の種類	2 基準額
4(3)ア又はイに掲げる支援	<u>48万円</u>

※本事業において県予算を超過する交付申請があった場合、パッケージ型導入支援の基準額については、別途制限を設けて調整する場合がある。

表2 介護ソフトの基準額

職員数に応じて必要なライセンス数が変動するなど、職員数により合計金額が変動する契約の場合は、第1欄に定める区分ごとに第2欄に示す基準額、それ以外の方式の契約の場合は一律250万円を基準額とする。

なお、訪問介護事業所等の居宅サービス事業所又は居宅介護支援事業所（介護予防も含む。）であって、令和7年度中に「ケアプランデータ連携システム」により5事業所以上とデータ連携を実施する場合は、基準額に5万円を加算することとする。

1 職員数（申請時点）	2 基準額
1名以上10名以下	100万円
11名以上20名以下	150万円
21名以上30名以下	200万円
31名以上	250万円

略

表3 導入支援と一体的に行う業務改善支援

1 対象経費の種類	2 基準額
4(3)ア又はイに掲げる支援	<u>45万円</u>

(ウ) その他

・補助額のうち、4（1）又は（2）で示す機器等と一体的に使用するための情報端末（PC、タブレット端末）について、1台あたりの補助額は10万円以内とする。

6 交付申請

本事業において、介護テクノロジーを導入する介護事業所等は、交付要綱第4条に定める交付申請書（第1号様式）に、次の(1)～(6)の必要な書類等を添えて、県が定める期日までに提出すること。

(1)～(4) 略

(5) その他参考となる書類（介護ロボット機器やICT機器等のパンフレット、カタログ、TAISの福祉用具詳細画面の写し等）

(6) 略

※(3)の作成や取組の実施にあたってセンターに相談すること。(6)については、原則、申請日の3か月以内に発行したものに限る。

補助金交付決定後、(3)介護テクノロジー定着支援事業業務改善計画の内容が変更になった場合、変更後の介護テクノロジー定着支援事業業務改善計画を事前に県に提出すること（細部の変更を除く。）。

7～8 略

附 則

- 1 この要領は令和6年9月24日から施行する。
- 2 香川県介護ロボット導入支援事業実施要領（平成27年10月9日制定）及び香川県ICT導入支援事業実施要領（令和2年7月1日制定）は、廃止する。

附 則（令和7年7月14日制定）

この要領は、令和7年7月14日から施行する。

附 則（令和8年6月18日制定）

この要領は、令和8年6月18日から施行する。

6 交付申請

本事業において、介護テクノロジーを導入する介護事業所等は、交付要綱第4条に定める交付申請書（第1号様式）に、次の(1)～(6)の必要な書類等を添えて、県が定める期日までに提出すること。

(1)～(4) 略

(5) その他参考となる書類（介護ロボット機器やICT機器等のパンフレット、カタログ等）

(6) 略

※(3)の作成や取組の実施にあたって(公財)介護労働安定センター香川支部介護テクノロジー相談窓口に相談すること。(6)については、原則、申請日の3か月以内に発行したものに限る。

補助金交付決定後、(3)介護テクノロジー定着支援事業業務改善計画の内容が変更になった場合、変更後の介護テクノロジー定着支援事業業務改善計画を事前に県に提出すること（細部の変更を除く。）。

7～8 略

附 則

- 1 この要領は令和6年9月24日から施行する。
- 2 香川県介護ロボット導入支援事業実施要領（平成27年10月9日制定）及び香川県ICT導入支援事業実施要領（令和2年7月1日制定）は、廃止する。

附 則（令和7年7月14日制定）

この要領は、令和7年7月14日から施行する。

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移乗支援（装着）

介助者のパワーアシストを行う装着型の機器

（定義）

- ベッド、車いす、便器等の間を、高齢者等にとって負担がなく、安全かつ安心して移乗することを支援する。
- 介助者が装着して用い、移乗介助の際の身体の負担を軽減する。
- 移乗開始から終了まで、介助者が一人で使用することができる。
- 介助者が一人で着脱可能であること。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移乗支援（非装着）

介助者による移乗動作のアシストを行う非装着型の機器

（定義）

- ベッド、車いす、便器等の間を、高齢者等にとって負担がなく、安全かつ安心して移乗することを支援する。
- 移乗開始から終了まで、介助者が一人で使用することができる。
- 要介護者を移乗させる際、介助者の力の全部又は一部のアシストを行うこと。
- 機器据付けのための土台設置工事等の住宅等への据付け工事を伴わない。
- つり下げ式移動用リフトは除く。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移動支援（屋外）

**高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット
技術を用いた歩行支援機器**

（定義）

- 使用者が一人で用いる手押し車型（歩行車、シルバーカー等）の機器。
- 高齢者等が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。
- 荷物を載せて移動することができる。
- モーター等により、移動をアシストする。（上り坂では推進し、かつ下り坂ではブレーキをかける駆動力がはたらくもの。）
- 4つ以上の車輪を有する。
- 不整地を安定的に移動できる車輪径である。（※砂利道、歩道の段差を通行する際の安定性は、ステージゲート審査での評価対象となる点に留意すること。）
- 通常の状態又は折りたたむことで、普通自動車の車内やトランクに搭載することができる大きさである。
- マニュアルのブレーキがついている。
- 雨天時に屋外に放置しても機能に支障がないよう、防水対策がなされている。
- 介助者が持ち上げられる重量（30kg以下）である。



重点分野のイメージ

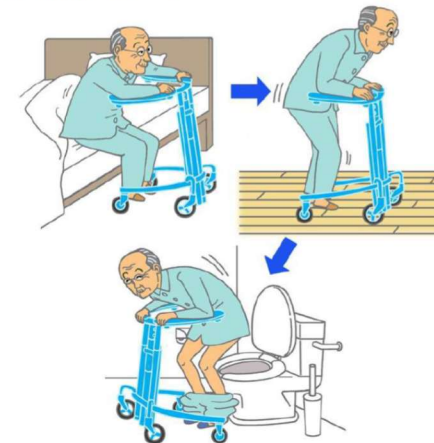
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移動支援（屋内）

高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器

（定義）

- 一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。
- 使用者が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。
- 食堂や居間での椅子からの立ち上がりやベッドからの立ち上がりを主に想定し、使用者が椅座位・端座位から立ち上がる動作を支援することができる。
- 従来の歩行補助具等を併用してもよい。
- 標準的な家庭のトイレの中でも、特別な操作を必要とせずにご利用でき、トイレ中での一連の動作（便座への立ち座り、スポンの上げ下げ、清拭、トイレ内での方向転換）の際の転倒を防ぐため、姿勢の安定化が可能であれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

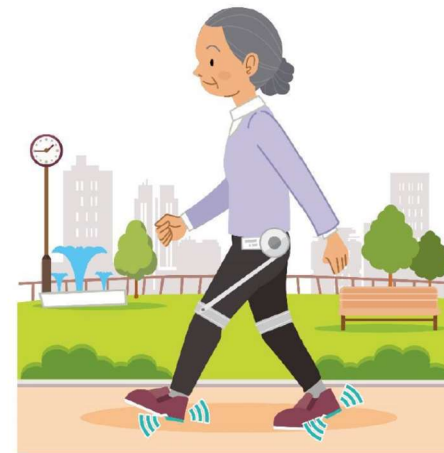
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

移動支援（装着）

高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器

（定義）

- 使用者が一人で用いる装着型の機器。
- 自立歩行できる使用者の転倒に繋がるような動作等を検知し、使用者に通知して、転倒を予防することができる。または、自立して起居できる使用者の立ち座りや歩行を支援できる。
- 歩行補助具等を併用してもよい。



重点分野のイメージ

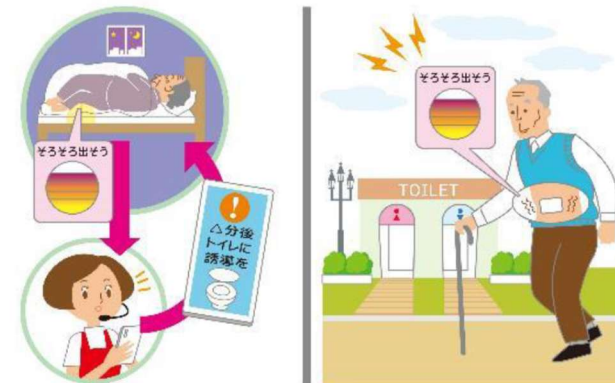
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

排泄支援（排泄予測・検知）

排泄を予測又は検知し、排泄タイミングの把握やトイレへの誘導を支援する機器

（定義）

- 排尿又は排便に関する高齢者等の生体情報や温度・湿度等環境変化等に基づき、排泄前の予測又は排泄後の検知ができる。なお、排泄前の予測についてはトイレでの自立排泄を促すことやオムツの使用を最適化することを目的とする。
- 予測又は検知結果に基づき、的確なタイミングで高齢者等のトイレ誘導や介助者による排泄介助ができる。
- 高齢者等が装着する場合には、容易に着脱可能であり、皮膚が脆弱な方などに配慮したものであること。
- 排尿と排便を区別して、排泄前の予測又は排泄後の検知ができることができれば、加点評価する。
- 機能の拡張又は他の機器・ソフトウェア、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と広く連携でき（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することを含む）、データ利活用が可能であれば加点評価する。
- 外出等の活動向上につながる場合は、加点評価する。



重点分野のイメージ

【別紙 1－7】

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

排泄支援（排泄物処理）

排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ

（定義）

- 使用者が、居室で用いる便器。排泄物のにおいが室内に広がらないよう、排泄物を室外へ流す、又は、容器や袋に密閉して隔離する。
- 室内での設置位置を調整可能であること。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

排泄支援（動作支援）

ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器

（定義）

- 使用者が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。
- トイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援することができる。
- トイレ内での方向転換、便座への立ち座り、清拭の支援が可能であれば、加点評価する。
- トイレ内での使用者の姿勢や排泄の終了などを検知して介助者に伝えることが可能であれば、加点評価する。
- 標準的な家庭のトイレ内で使用可能であれば、加点評価する



重点分野のイメージ

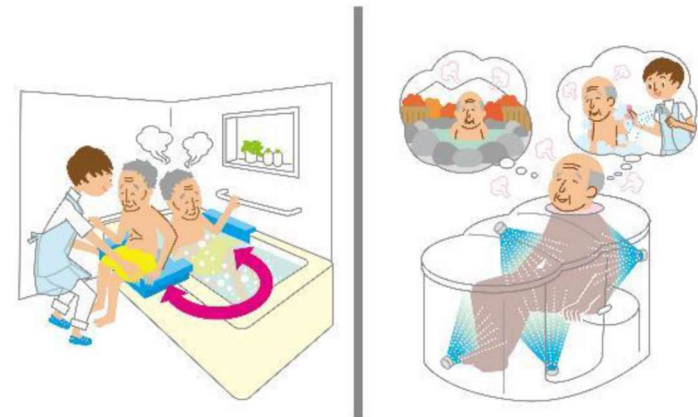
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

入浴支援

入浴におけるケアや動作を支援する機器

(定義)

- 高齢者等の清潔を保つことを目的とした入浴ケアや、浴槽への出入り動作を支援できる。
- 高齢者等が一人で利用できる又は一人の介助者の支援の下で利用できる。



重点分野のイメージ

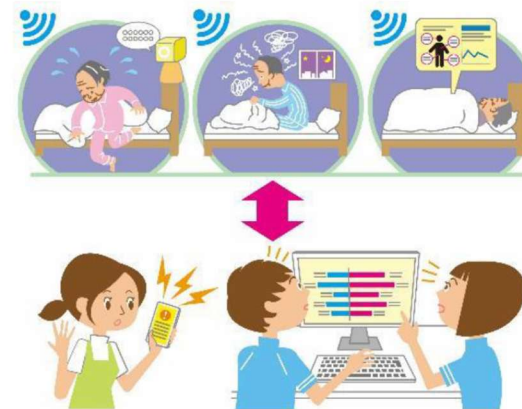
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション（見守り（施設））

介護施設において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム

（定義）

- 各種センサー等や外部通信機能を備え、高齢者等の尊厳を保持しながら、介護従事者等の業務の自動化等を支援することにより複数の高齢者等を同時に見守ることが可能。
- 施設内各所にいる介護従事者等へ同時に情報共有することが可能。
- 高齢者等の状態や状態の変化等を検知し、介護従事者等への通知や高齢者等本人へお知らせする等の機能のほか、情報・データの蓄積ができる。
- 高齢者等の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェア、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と広く連携でき（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することを含む）、データ利活用が可能である。
- 高齢者等が自発的に助けを求める行動（ボタンを押す、声を出す等）から得る情報だけに依存しない。
- 昼夜問わず使用できる。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション（見守り（在宅））

在宅において使用する、各種センサー等や外部通信機能を備えた機器システム、プラットフォーム

（定義）

- 各種センサー等や外部通信機能を備え、在宅において、高齢者等の尊厳を保持しながら、介護従事者等の業務の自動化等を支援することにより見守ることが可能。
- 高齢者等の状態や状態の変化等を検知し、家族や介護従事者等への通知や高齢者等本人へお知らせする等の機能のほか、情報・データの蓄積ができる。
- 高齢者等の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェア、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト等と広く連携できる。
- 高齢者等が自発的に助けを求める行動（ボタンを押す、声を出す等）から得る情報だけに依存しない。
- 高齢者等が端末を持ち歩く又は身に付けることを必須としない。
- 複数の部屋を同時に見守ることが可能であれば、加点評価する。
- 浴室での見守りが可能であれば、加点評価する。
- 暗所でも使用することができれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護支援専門員や地域包括支援センターも含む多職種に共有され、個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援することが可能であれば、加点評価する。
- 災害時の安否等を検知し、家族等へ通知する機能があれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション（コミュニケーション）

高齢者等のコミュニケーションを支援する機器

（定義）

- 高齢者等の日常生活全般が支援対象となる。
- 双方向の情報伝達によって高齢者等のコミュニケーションを活性化し、自立支援・社会参加を促進するなど日常生活の維持・向上、活動の向上を支援する機器・システムとする。
- 高齢者等の言語や顔、存在等を認識し、得られた情報を元に判断して、高齢者等・家族・介護従事者等に高齢者等のプライバシーに配慮した情報伝達・共有ができる。
- 機器により得られた情報・データに基づき、介護従事者等の介護サービス提供の根拠・判断等を支援する機能を有していれば、加点評価する。
- 機器により得られた情報・データを、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等に連携（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）する機能を有していれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護支援専門員や地域包括支援センターも含む多職種に共有され、個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援することが可能であれば、加点評価する



重点分野のイメージ

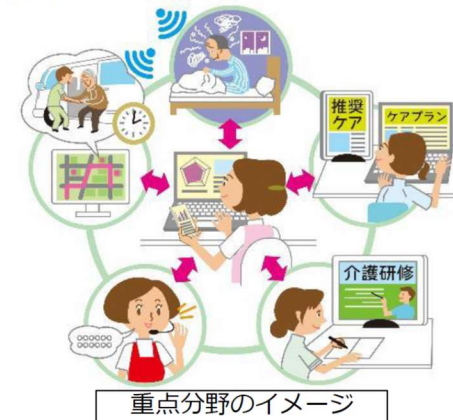
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

介護業務支援

介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務に活用することを可能とする機器・システム

（定義）

- 介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等への介護サービス提供に関わる業務（リスク予測・検知、ケア推奨や各種ケア計画作成、職員教育・研修、記録・職員間コミュニケーション、サービス提供等）に活用することを可能とし、業務改善により介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られる機器・システムとする。
- 介護サービスの内容を共有することが可能であれば、加点評価する。
- 共有した情報を活用して、ロボット介護機器や関連するシステムが適切な動作を行うことが可能であれば、加点評価する。
- 共有した情報を、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と連携可能（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）であれば、加点評価する。
- 連結対象のロボット介護機器の端末を一つに集約することが可能であれば、加点評価する。
- 自動化により介護従事者等の業務を支援して高齢者等への介護サービス提供に関わる業務の質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られることを可能とする機器であれば、加点評価する。



「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

機能訓練支援

介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における各業務（アセスメント・計画作成・訓練実施）を支援する機器・システム

（定義）

- 高齢者等の生活機能の維持・向上を行い、要介護度の維持・改善のために、介護職等が行う身体機能や生活機能の訓練における業務を支援する機器・システムとする。
- 訓練におけるアセスメント・計画作成・訓練実施の一連の業務の一部、もしくは全体を支援することにより介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られる機器・システムとする。
- 収集された情報は、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と連携可能（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）であれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護職や家族に共有され、訓練の実施状況や効果がフィードバックされるものであれば、加点評価する。
- 収集された情報が、医療職（リハビリテーション専門職や医師等）に共有され、効果的な訓練の実施が期待されるものであれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

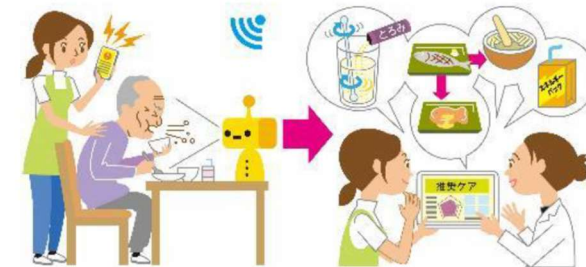
「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

食事・栄養管理支援

高齢者等の食事・栄養管理に関する周辺業務を支援する機器・システム

(定義)

- 誤嚥を検知する機器・システムまたは栄養管理を支援する機器・システムとする。それらは以下の機能を持ち、介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られるものとする。
 - ✓ 誤嚥を検知する機器・システムは、高齢者等の誤嚥発生や誤嚥リスクを検知し、通知により介護従事者等の支援を行い、かつ、情報・データの蓄積ができるものとする。
 - ✓ 栄養管理を支援する機器・システムは、高齢者等の食事摂取内容等を把握し、情報・データの蓄積ができるものであり、かつ高齢者等の特有の課題（低栄養等）を把握するものとする。
- 収集された情報は、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等と連携可能（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）であれば、加点評価する。
- 収集された情報が、管理栄養士や介護職員等の多職種に共有され、栄養改善に資する食事の提供や栄養管理業務の効率化が期待されるものであれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

「介護テクノロジー利用の重点分野」の定義

認知症生活支援・認知症ケア支援

認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システム

(定義)

- 認知機能が低下した高齢者等の自立した日常生活または個別ケアを支援する機器・システムとする。それらは以下の機能を持つものとする。
 - ✓ 高齢者等の認知機能の低下による日常生活のしづらさを解消し、高齢者等が操作しやすい工夫や介助者に情報共有される機能を持ち、日常生活の自立性の向上を支援するもの。なお、認知機能が低下した高齢者等の支援に特化したものとする。
 - ✓ 認知機能が低下した高齢者等の認知機能、生活環境、表情等の情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援する機能を持ち、介護サービスの質の向上とともに、職員の負担軽減等が図られることを支援するものとする。
- 収集された情報は、介護記録システムやケアプラン作成支援ソフト、科学的介護情報システム（LIFE）等（介護記録システムから科学的介護情報システム（LIFE）と連携することも含む）と連携することが可能であれば、加点評価する。
- 収集された情報が、介護支援専門員や地域包括支援センターも含む多職種に共有され、個々の特性に合わせた介護サービス提供を支援することが可能であれば、加点評価する。



重点分野のイメージ

附 則

この要領は、令和7年7月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月18日から施行する。